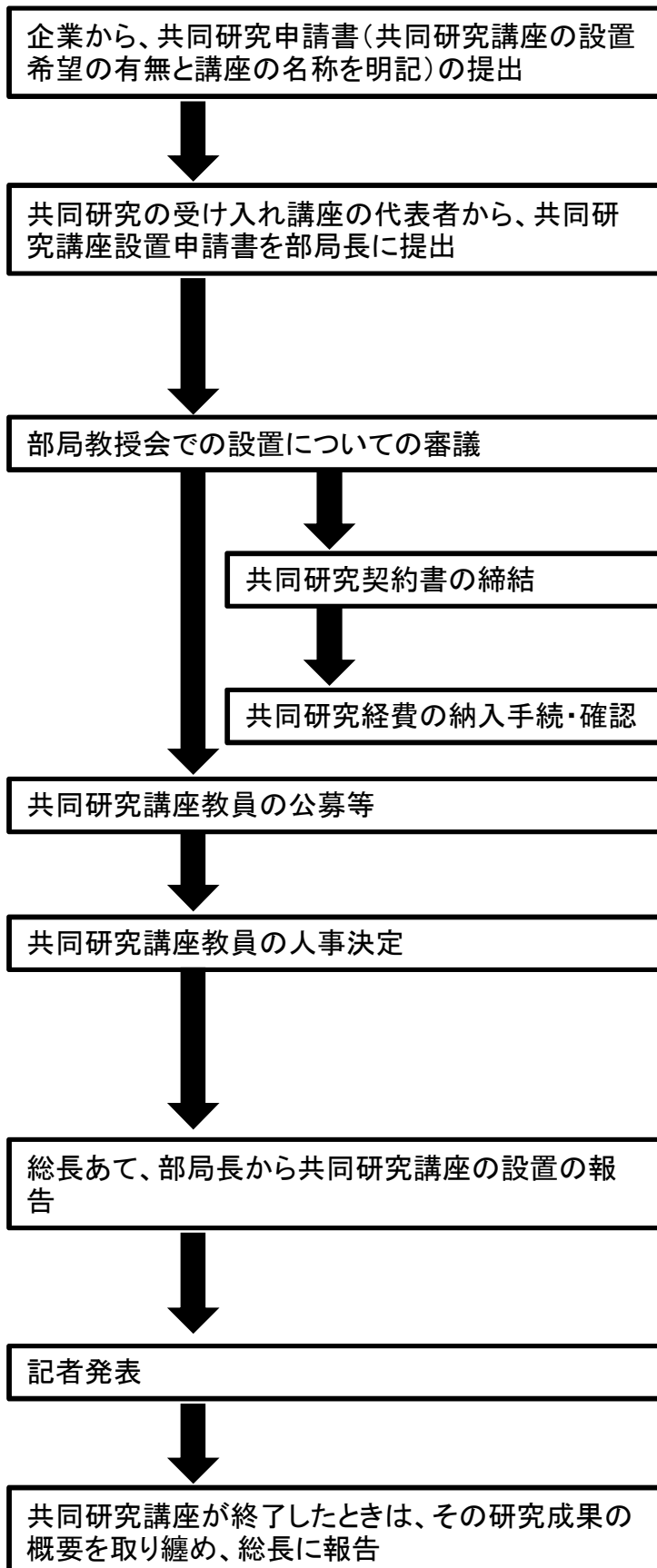


## 共同研究講座等の設置に係る処理手順



①提出先:部局の共同研究担当掛

- ①提出先:部局の共同研究担当掛  
②共同研究を開始した後で、共同研究講座を設置することも可能。ただし、申し出時点で原則2年以上の存続期間が必要。  
③更新は、存続期間満了の6月前までに申し出て頂きます。

①部局内に運営委員会を設置して頂きます。部局の長が必要と認めた場合は、企業の方も運営委員会委員になれます。

- ①選考の範囲が狭くならないよう、注意しなければならない。  
②企業からの推薦も可能。

- ①採用手続きは、部局の教員選考基準、選考方法によります。  
②在籍出向による企業等からの教員等には、本学の就業規則の適用について十分に周知すること。

- ①提出先:研究推進部産官学連携課  
②提出書類:  
・共同研究講座の概要(部局長から総長あて)  
・共同研究申請書(写)

①記者発表される場合は、広報課及び産官学連携課へ連絡願います。

- ①提出先:研究推進部産官学連携課  
②様式自由